

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

1. 出張などにより帰着時点で宮城県より感染者数の多い都道府県に移動時間をのぞいて12時間以上滞在した場合、宮城県に戻ったその日から最低1週間は倫理活動を自粛すること。
 - ① PCR検査を実施して陰性であった場合はこの限りではない。
 - ② 県外に出た場合は、出先の行動歴を整理記録しておく。
 - ③ 体調が優れない場合には、倫理活動を2週間は自粛する。
2. 宮城県より感染者が多い地域からの講師・ゲストの参加についての可否は単会会長判断とする。なおその際には県事務局経由で会長宛結果報告を要する（判断に迷った場合は法人局方面担当者に相談）。
3. 倫理活動（会議・行事）に於いて、マスク着用を徹底すること。
 - ① お互いの飛沫感染を防止するためのマスク着用であることを自覚する。
 - ② 布製、不織布などの種類は問わず、鼻も覆うことを徹底する。
4. 倫理活動（会議・行事）に於いて、三密防止上、ソーシャルディスタンスを徹底すること。
 - ① 2メートルの間隔を空けること。なお、最低でも1メートルは確保する。
 - ② 会食ある場合も同様とする。
5. 倫理活動（会議・行事）に於いて、会場内では、定期的に換気を実施すること。
 - ① 換気は、出来る限り開閉可能なところは全てオープンにする。
 - ② 換気は、30分～1時間毎に行う。
6. 倫理活動（会議・行事）に於いて、活動当日は、必ず自宅で検温を行い、入室時も検温を励行し、体温管理を徹底すること。
 - ① 各自、平熱を知るとともに、検温の結果がプラス1度を超えた場合には、活動に参加出来ません。
 - ② プラス1度を超えた場合、そのことを会に申告する。

7. 倫理活動（会議・行事）に於いて、会場への入室時は、必ずアルコール消毒を徹底すること。なお、事後には手洗い、うがいを励行すること。
8. 倫理活動（会議・行事）終了後の集団による会食（懇親会）は、原則中止とする。
 - ① 講師を招いた行事では、少人数(4名程度)による会食は、前記の感染防止対策のうえ実施してください。
 - ② ゲストを招いた行事では、クロージングとしてのゲストを囲んでの会食は前記の感染防止対策の上、例外として開催可とします。ただし、1テーブル4名以内（紹介者、役職者）とします。
 - ③ 会食を行う場合、最低でも1メートルの間隔を空け、飛沫感染防止上から、会話するときはマスク着用を徹底すること。
9. モーニングセミナーに於いて、感染防止対策上から、以下のことに留意して実施してください。
 - ① モーニングセミナー朝礼は、ソーシャルディスタンスを確保の上、従前どおりに実施します。
 - ② 倫理法人会の歌について、歌付き曲（1～3番まで）を流すのみとし、歌いません。
 - ③ 朝の挨拶、万人幸福の栞輪読、誓いの言葉などは、従前どおり実施します。
 - ④ 会場に於いて、リアル開催の場合、会場参加は定員の50%とし、web開催出来る環境を作ります。なお、web参加者には積極的に声掛けしてください。
 - ⑤ 講師前泊時の会食は、少人数（4名程度）により、感染防止対策の上、開催してください。
 - ⑥ 朝食会は開催しません。
 - ⑦ 講師との朝食会には、少人数（4名程度）により、感染防止対策の上、開催してください。
 - ⑧ 終了後、10分程度の感想、質問タイムを実施して構いません。

注1. 本ガイドラインは、コロナ禍の現状にあつて、必要最低限のものである。

注2. 本ガイドラインは、現時点のものであり、状況に応じて今後変更する場合がある。